

家畜市場通信

県外から牛を導入する皆様へ

令和6年7月

牛ヨーネ病の侵入を防止しましょう！

岩手県の家畜保健衛生所では、ヨーネ病の農場への侵入を防止するため、
県外導入牛を対象に検査を次のとおり行っています。
導入後1週間以内に、本病の検査を受けましょう。

県外導入牛の検査

- 検査対象** 搾乳又は繁殖に供する目的で、県外から導入した牛。
- 申し込み** 導入予定の1週間前までに、次の事項を連絡してください。
①導入予定日
②導入頭数
- 検査材料** 糞便を使用します。採材は獣医師又は農協に依頼し、最寄りの家畜保健衛生所まで送付又は持参してください。
- 検査料金** 無料です。
(ただし、獣医師による採材に係る経費は自己負担となります。)

牛を導入する際に守ってほしいこと

- 1 導入元で本病の発生の無いことを確認しましょう。
- 2 検査結果が判明するまで、導入牛は隔離牛舎等で管理し、他の飼養牛と接触させないようにしましょう。

○ヨーネ病とは？

- 原因となる病原体はヨーネ菌です。
- 主に感染牛の糞便から感染します。
- 症状は慢性の下痢や削瘦などです。症状が認められるまでに数年かかり、気付かずに感染が広がってしまう場合があります。
- 法定伝染病で、治療法はありません。



【ヨーネ病で削瘦した牛】

岩手県中央家畜保健衛生所

Tel:019-688-4111

岩手県県南家畜保健衛生所

Tel:0197-23-3531

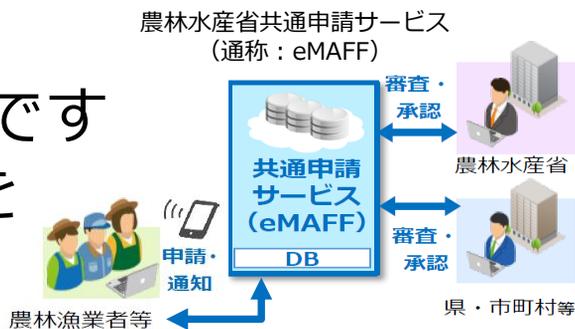
岩手県県北家畜保健衛生所

Tel:0195-49-3006

定期の報告等(※)の手続きが電子化されます

電子化に伴い
eMAFF IDの取得が必要です
eMAFF ID取得の手続きを
お願いいたします

【eMAFF ID取得の流れは裏面又は右のQRコードへ】



電子化によるメリット

- ◆ **インターネット環境があればどこからでも提出できるようになります**
インターネットに接続できる端末（パソコン、スマホ等）があれば自宅や農場から提出ができ、市役所や家保等の窓口への提出や郵送が不要になります。
オフライン環境でも報告書の作成ができます。
※これまでどおり紙での報告も受け付けます。
- ◆ **過去の履歴を引用して報告書の作成ができるようになります**
電子化後は提出されたデータが保存されるようになるので、履歴を引用することで報告書の入力や書類添付の手間が省けます。
- ◆ **報告したデータに基づき、それぞれの農場にあった飼養衛生管理等の指導が受けられるようになります**

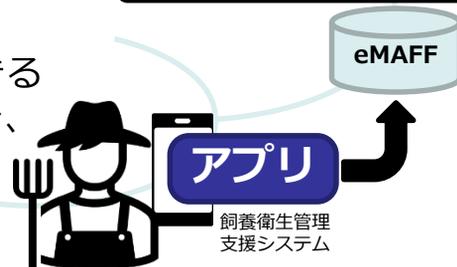
スマホ向け

手続きの電子化にあたってアプリ開発も行っています

アプリを利用すると

- 飼養衛生管理基準をチェックする際に、写真や図、説明文 わかりやすい 参照できる
- 前回の報告結果と今回の報告結果が比較でき、遵守状況の変化が目に見える

R6.4月から開始予定



(※)令和6年度から電子化される手続きは

- 令和7年2月の**定期の報告**（全家畜の所有者）のほかに
- ・令和6年10月から**家きんの一斉点検**（家きんの所有者）
- ・令和7年5月から**豚等の一斉点検**（豚等の所有者）等が対象になります